

規則

学校教育法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第五号

学校教育法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(埼玉県立高等学校管理規則の一部改正)

第一条 埼玉県立高等学校管理規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表中「に従事する」を「をつかさどる」に改め、同条第三項の

「	上司の命を受け、相当困難な事務に従事する。	「	上司の命を受け、相当困難な事務をつかさどる。
上司の命を受け、事務に従事する。	上司の命を受け、事務に従事する。	上司の命を受け、事務をつかさどる。	上司の命を受け、事務をつかさどる。
上司の命を受け、学校図書館の事務で相当高度の知識、経験等が必要とする困難なものを従事する。	上司の命を受け、学校図書館の事務で相当高度の知識、経験等が必要とする困難なものを従事する。	上司の命を受け、学校図書館の事務をつかさどる。	上司の命を受け、学校図書館の事務をつかさどる。
「	を	「	に改め、同条第

四項の表中「事務で知識、経験等が必要とする相当困難なものを従事する」を「事務で知識、経験等が必要とするものに従事する」を「事務で知識、経験等が必要とするものに従事する」に改める。

(埼玉県立中学校管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立中学校管理規則(平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

「	上司の命を受け、相当困難な事務に従事する。	「	上司の命を受け、相当困難な事務をつかさどる。
上司の命を受け、事務に従事する。	上司の命を受け、事務に従事する。	上司の命を受け、事務をつかさどる。	上司の命を受け、事務をつかさどる。
上司の命を受け、学校図書館の事務で相当高度の知識、経験等が必要とする困難なものを従事する。	上司の命を受け、学校図書館の事務で相当高度の知識、経験等が必要とする困難なものを従事する。	上司の命を受け、学校図書館の事務をつかさどる。	上司の命を受け、学校図書館の事務をつかさどる。
「	を	「	に

改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。